

なごや看護学会誌 投稿規程

なごや看護学会（以下、本学会）は、会則4条第3号による事業として、本学会の設立趣旨に沿った研究成果発表、会員同士の情報交換等を目的になごや看護学会誌（Journal of Nagoya Nursing Academy）を定期的に刊行する。

1. 投稿者の資格

筆頭著者は、本学会の正会員とする。ただし、編集委員会から依頼された原稿については、この限りではない。

「著者」（Author）とは、投稿された研究において、知的・科学的貢献を果たした人物と考えられている。主に研究の構想、デザイン、データ収集、データ分析および解釈に実質的に寄与し、論文の作成、出版原稿の最終承認を行った者である。それ以外の者は研究貢献者として謝辞の項に列挙し、研究貢献内容（例：データ収集、研究参加者の紹介、研究参加者のケアなど）を明示する。

2. 原稿の種別

執筆領域は、看護学およびその関連領域の学術・技術・実践についての論文とし、投稿原稿は既に発表あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。

投稿者は、以下の原稿種別のいずれかを申告する。ただし、査読者および編集委員会の勧告により希望どおりの原稿種別では採用にならない場合がある。原稿執筆については、「執筆要領」に定める。

1) 総説

看護学に関する特定のテーマに関して、知見を多面的に概観または文献レビューし、総合的に概説したもの

2) 原著論文

独創性が高く、新たな知見や研究の方向性が論理的に示され、発表の価値が認められるもの

3) 研究ノート

総説ほど完成度が高くないが、関連する特定のテーマに関して文献レビューし学会誌掲載することが有意義と認められるもの

4) 研究報告

原著論文には至らないが、調査や得られたデータをまとめ、看護学の知見を示したもの

5) 資料

看護学およびその関連領域において有用な資料となるもの

6) 実践・活動報告

看護学関連領域の実践や活動で、教育や発展に寄与できるもの

7) その他

掲載論文等に関する意見、海外事情、関連学術集会やセミナーなどの報告や、上記以外の分野で、編集委員会が依頼したもの、もしくは適当と認めたもの

3. 研究倫理・倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、所属施設等の倫理委員会またはこれに準じるものとの承認を得て実施されることが求められる。論文中の方法の項に倫理的配慮や研究対象者への配慮をどのように行ったかを記載する。倫理委員会の承認を得て実施した研究は、承認した倫理委員会の名称および承認番号を本文中に記載する。ヒトを対象とした研究ではヘルシンキ宣言ならびに文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 2021」（2024改訂）などの適切な指針に従うこと。動物を対象にした研究では、実験が実施された組織における実験動物に係わるガイドラインに則した研究であることが求められる。

4. 利益相反の開示

投稿者（共著者を含む）は、当該研究遂行や論文作成に際して、企業・団体等から研究費助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を受けた（利益相反である）、あるいは受けていない旨について、論文に記載し、本学会指定の「利益相反自己申告書」を提出しなければならない。

5. 二重投稿

二重投稿とは、本誌に投稿した原稿と同じものを他の学術雑誌へ同時期に投稿している場合をいう。ほぼ同じデータ群、結果、考察から構成されている場合は二重投稿とみなす。

6. 英文要旨のネイティブ・チェック

「総説」、「原著論文」、「研究ノート」および「研究報告」の場合は、英文要旨を作成する。その際、専門家または英語を母国語とする人のチェックを受けたことを証明する確認書を提出する。とくに様式は定めない。

7. 投稿手続き

- 1) 投稿する際には、「投稿論文チェックリスト」を用い、本学会の「投稿規程」および「執筆要領」に合致していることを確認のうえ署名し、必要書類、投稿原稿とともに送付する。
- 2) 投稿原稿の提出部数は、3 部（正本 1 部、副本 2 部）である。副本 2 部については、著者名、所属を削除し、謝辞などの文章で著者を特定する箇所も伏せたものとする。
- 3) 投稿は、共著者全員に同意を得て行う。
- 4) 投稿原稿は、封筒の表に「なごや看護学会誌原稿」と朱書きし、下記に書留郵送する。

〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1

名古屋市立大学看護学部内 なごや看護学会編集委員会事務局
編集委員長 宛

- 5) 投稿された原稿は、理由の如何を問わず返却しない。

8. 原稿の受付および採否

- 1) 原稿受付日は、編集委員会事務局において投稿に必要な書類の確認が終了した日とする（受付日と受付番号を、筆頭著者に通知する）。なお、原稿執筆要領を著しく逸脱するものについては、形式が整った時点を受付日とする。

- 2) 原稿の採否は、「総説」、「原著論文」、「研究ノート」、「研究報告」、「資料」に関しては、原則、複数名・2回の査読を経て編集委員会が決定する。編集委員会の判定により、原稿の修正および論文の種別の変更を求めることがある。
- 3) 「実践・活動報告」、「その他」の原稿の採否は、査読は行わず、編集委員会が決定する。
- 4) 採用された最終原稿は、所定の期間内に「なごや看護学会編集委員会事務局」へ提出する。
- 5) 採用された最終原稿は、電子媒体(USB メモリ等)にテキスト形式または Windows 版 Word 形式で保存し、プリントアウトしたものとともに提出する。電子媒体には、筆頭著者名を記載したラベルを貼付する。

9. 著者校正

- 1) 初回校正は著者が行う。なお、校正の際、著者による論文内容に関する加筆は一切認めない。
- 2) 第 2 回目以降の校正は著者校正に基づいて編集委員会が行う。本誌全体の統一を図るために、著者に断りなく、語句など訂正があることがある。

10. 著作権

著作権は本学会に帰属する。帰属の時期は、原則として最終原稿が投稿された時点とする。他者の版権に帰属する資料を引用するときは、著者がその許可申請手続きを行う。

11. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料は、原則として無料とする。
- 2) 別刷は実費を負担とする。
- 3) その他、図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

附則 1 この規程は、2018 年 5 月 16 日から施行する。

附則 2 この規程は、2018 年 12 月 7 日、一部改正する。

附則 3 この規程は、2019 年 3 月 7 日、一部改正する。

附則 4 この規定は、2020 年 7 月 1 日、一部改正する。

附則 5 この規程は、2021 年 3 月 25 日、一部改正する。

附則 6 この規程は、2025 年 3 月 26 日、一部改正する。